

学校感染症の出席停止について

学校保健安全法により、感染症の蔓延を防ぐ為に『出席停止』扱いがあります。出席停止の対象となるのは、以下の感染症です。かかった場合は、学校へ連絡をしてください。

治って医師から登校の許可がおりましたら、所定の用紙（登校許可届）に保護者の方が記入をして、登校時学校へ提出してください。

感染症の種類と出席停止期間

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで。
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱したのち3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

※溶連菌感染症やマイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎（ノロウイルス）などは、第三種のその他の伝染病になります。医師が集団感染予防のため必要と認める場合は、出席停止となります。